第 2992 号

(2-2)



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2006年)平成18年 3月 27日 月曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## △ 役員給与の損金不算入要件

**Q**:同族会社の役員給与に対する給与所得控除額相当額が損金不算入になるようですが、対象となる同族会社の要件は、どのようになっているのですか?

**A**:次のような取扱いとなっています。 【解説】

今年度の税制改正では、同族会社の役員給与について、給与所得控除相当額を損金に算入しないとする法人税の改正が行われることになっており、その内容が注目されています。

法案では、この取扱いは法人税法35条「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入」に 規定されており、それによりますと、対象と なる同族会社は、次の会社とされています。

① 業務主宰役員とその関連者が、発行済株式 の90%以上を所有していること

業務主宰役 業務主宰役員関

<u>員の持株数</u> + 連者の持株数 発行済株式の総数

が90%以上であること

② かつ、常務に従事する役員が役員総数の過 半数を占めていること

業務主 常務に従事する業務

宰役員 + 主宰役員関連者数

常務に従事する役員の総数

が半数を超えること

この場合の常務に従事する役員には、形式 的に役員となっている者は含めないこととな っていますので、名目だけの役員を増やして も認められないこととなっています。







